**大 阪 小 児 科 学 会 会 則**

# 第１章　総　則

　第１条 （名称）

 本会は大阪小児科学会と称する。

　第２条（所在地）

 この団体を次の所在地に置く。

　　　　　大阪府吹田市山田丘2-2　大阪大学大学院医学系研究科D-5　小児科学教室内

# 第２章　目的および事業

　第３条（目的）

 本会は小児科学の進歩発展と会員資質の向上をはかり、さらに小児の健康と福祉

の向上に寄与することを目的とし、各種の事業を行う。

 また日本小児科学会の地方会としての機能をも有する。

　第４条（事業）

 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

 （1）学術集会の開催

 （2）学会誌の発行

 （3）各種委員会の設置と運営

 （4）その他本会の目的を達成するために必要な事業

# 第３章　会　員

　第５条（会員、会費）

入会しようとする者は本会の目的に賛同し、氏名、住所、勤務先、勤務先住所

を明記し、当該年度の会費を添えて申し込むものとする。

 会員は別に定める年会費をその会計年度内に納めなければならない。

 退会しようとする会員は退会届を提出しなければならない。

 会費を２年間滞納した場合は自然退会として扱う。

# 第４章　役　員

　第６条（役員）

 本会は次の役員をおく。（別紙参照）

 会　　長 １ 名

 運営委員 ２０名

 監　　事 ２ 名

　第７条（役員の選任）

 運営委員 運営委員は立候補者の中から会員の選挙によって選出される。

 会　　長 会長は運営委員の中から会員の選挙によって選出される。

 監　　事 監事は立候補者の中から会員の選挙によって選出されるが、立候補

者が２名に満たない場合は会長の推薦と運営委員会の承認の後、学

会議事討論で承認を得ることとする。

 運営委員、会長、監事の選挙は選挙管理委員会を設置し、委員会がこれにあたる。

第８条（役員の職務）

会　　長 本会を代表し、その業務を総括する。 運営委員会を招集し、その

議長となる。

運営委員 運営委員会を組織し、会の目的を達成するために必要な諸種の事業

を分担し、会の運営をはかる。

監　　事 業務の遂行および資産の状況を監査し、学会議事討論で報告する。

− 1 −

第９条（役員の任期）

役員の任期は１月１日から３年間とするが、再任を妨げない。

役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

# 第５章　会　議

　第１０条（学会議事討論）

学会議事討論は学術集会ごとに行う。

本会の運営上必要な事項は学会議事討論の際または文章を以て会員に通知し、

次回の学会議事討論において出席者の２分の１以上の賛成により議決する。

　第１１条（運営委員会）

運営委員会は運営委員の２分の１以上の出席を必要とする。

運営委員会は会の円滑な運営をはかるため、また各種の事業を行うために委員会

を組織する。

# 第６章　資産および会計

　第１２条（資産）

本会の資産は別に定める年会費ならびに集会参加費をもって構成する。

　第１３条（会計）

本会の会計年度は１月１日から 12 月 31 日までとし、会計担当の運営会員は

翌年の第１回集会において会計報告を行う。収支決算は監事の監査を経て運営

委員会および学会議事討論の承認を得なければならない。

# 第７章　会則の変更

　第１４条（会則の変更）

この会則は会員の２分の１以上の承認を得て変更することができる。

# 第 8 章　設立年月日

　第１５条　本会の設立年月日

　　　　　 昭和45年10月1日　とする。

# 第 9 章　施行細則

1．本会の事務所は大阪大学大学院医学系研究科小児科学教室内におく。

2．運営委員の選挙は立候補制とし、５名の不完全制限連記、無記名による。

3．運営委員会は各種委員会の審議結果をもとにその実施に当たる。

4．各種委員会は運営委員会の発議により学会議事討論での承認を経て設置できるものとする。

5．委員会委員は会員の立候補によるものとし、運営委員会および学会議事討論での承認を得る必要がある。

6．本会の年会費は 6,000 円、集会会場費は会員外 2,000 円とする。

7．この細則の変更には運営委員会で決定し、学会議事討論の承認を得る必要がある。

− 2 −